

○母（父）子世帯及び障がい者世帯等の市営住宅入居の特別措置要綱

(昭和52年8月1日施行)

改正 昭和60年4月1日

改正 平成5年4月1日

改正 平成9年4月1日

改正 平成9年8月1日

改正 平成16年4月1日

改正 平成17年1月4日

改正 平成18年4月3日

改正 平成19年4月1日

改正 平成20年4月1日

改正 平成24年4月1日

改正 平成26年4月1日

改正 平成31年3月1日

改正 令和元年10月1日

改正 令和4年12月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令及び新潟市営住宅条例（平成9年新潟市条例第15号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、母（父）子世帯、障がい者世帯等（以下「特別世帯」という。）の福祉の向上と生活の安定を図るため、これら特別世帯の市営住宅への入居についての特別な措置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(特別世帯)

第2条 この要綱で定める特別世帯は、条例第7条に規定する入居者の資格に該当するもので次の世帯とする。

(1) 母（父）子世帯

入居の申込みをした者が配偶者のない女（男）子（離婚手続き途中の者及び配偶者が行方不明である者を含む。）であり、同居し又は同居しようとする親族に20歳未満の者のいる世帯

(2) 障がい者世帯

入居の申込みをした者若しくは同居し又は同居しようとする親族に条例第7条第2項第

2号に規定する障がい者のいる世帯であること。

(3) 配偶者からの暴力による被害者世帯

入居の申込みをした者が配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）からの暴力被害者で、次のいずれかに該当する世帯

ア 条例第7条第2項第7号に該当する場合

イ 母子生活支援施設に、配偶者からの暴力を理由に入所している又は配偶者からの暴力を理由とする入所が終了した日から起算して5年を経過していない被害者世帯

(4) 高齢者虐待被害者世帯

入居の申込みをした者若しくは同居し又は同居しようとする親族に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する者のうち、現に同条第4項又は第5項の高齢者虐待を受けている者がいる世帯

(5) 子育て世帯

入居の申込みをした者若しくは同居し又は同居しようとする親族に小学校修了前の者又は妊娠している者がいる世帯

(6) 多子世帯

入居の申込みをした者のうち、満18歳未満の者を3人以上扶養している世帯

(7) 犯罪被害者等世帯

ア 入居の申込みをした者若しくは同居し又は同居しようとする親族に、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項の規定による犯罪被害者等であって、被害を被った日から起算して5年を経過していない犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかであり、次のいずれかに該当する者がいる世帯

（第3号に該当する世帯を除く）

（ア） 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者

（イ） 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊した為に居住することができなくなった者

（ウ） 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった者

（エ） 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった者

イ 入居の申込みをした者若しくは同居し又は同居しようとする親族に、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第3項の規定による被害を被った日から起算して5年を経過していないストーカー行為により従前の住宅に居住することができなくなった者又は同条第1項に規定するつきまとい等により、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚え

させる行為により従前の住宅に居住することができなくなった者がいる世帯

(8) 多数落選世帯

条例第9条の規定による入居の申込みをした者のうち、年度にかかわらず、6回以上抽選会（抽選対象住戸を通常の抽選会で入居者が決定しなかった住戸に限定した抽選会を除く）に参加したものの入居することができなかった世帯。

また、入居できなかった回数が6の倍数ごとに、当せん率が高くなるよう措置するものとする。

(9) その他特に居住の安定を図る必要がある者として市長が必要と認める世帯

(入居の申込み)

第3条 特別世帯は、新潟市営住宅条例施行規則（平成9年新潟市規則第22号）第2条第1項に規定する申込書のほかに次のものを添付するものとする。

(1) 母（父）子世帯の場合

夫（妻）と死別又は離婚したことが確認できる戸籍謄本若しくは母（父）子世帯であることが確認できる証明書、又は離婚手続き途中であること、あるいは夫（妻）が行方不明であることを確認できる証明書

(2) 障がい者世帯の場合

ア 条例第7条第2項第2号アに該当する者は、身体障害者手帳の写し又は市町村の福祉事務所（福祉事務所を設置しない町村においては当該町村の長）の証明

イ 条例第7条第2項第2号イに該当する者は、精神障害者保健福祉手帳の写し又は都道府県福祉主管（部）課長の証明

ウ 条例第7条第2項第2号ウに該当する者は、療育手帳の写し又は都道府県福祉主管（部）課長の証明

エ 条例第7条第2項第2号エに該当する者は、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、特定疾患医療受給者証の写し又は医師の診断書

(3) 配偶者からの暴力による被害者世帯の場合

裁判所が保護命令を発令したことが確認できる証明書、又は婦人相談所等が発行する一時保護所在所証明書、若しくは婦人保護施設、母子生活支援施設が発行する入所

証明書

(4) 高齢者虐待被害者世帯の場合

高齢者虐待被害者であることが確認できる市町村等の福祉部局等が発行する証明書

(5) 子育て世帯で小学校修了前の者がいない場合

母子健康手帳の写し等、妊娠していることを確認できる書面の写し

(6) 犯罪被害者等世帯の場合

ア 前条第7号アに該当することを確認できる警察等の証明書又はこれに準ずる書面

イ 前条第7号イに該当することについて、警察等に被害の事実確認及び事件の処理状況の確認を行うことの同意書

(7) その他市長が必要と認め指示する証明書

(優遇措置)

第4条 毎年3月に抽選日を定めて受け付ける入居申込に係る抽選会（子育て世帯向け住宅を除く）において、次の各号に掲げる措置を行うことができる。

(1) 特別世帯の抽選の場合の当選率が、それ以外の世帯の当選率よりも高くなるよう措置する。

(2) 第2条第3号及び第4号に規定する特別世帯は、緊急性が高いことから、特に当選率が高くなるよう措置する。

(3) 第2条第8号に規定する多数落選世帯については、他の優遇措置と重複して適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。